
青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

青森市営一般乗合自動車運送事業における障がい者の介護人への片道普通旅客料金の割引については、これまで身体障害者手帳及び知的障害者に係る療育手帳の交付を受けている者の介護人は、市長において必要と認めた場合※に限り割引の対象としており、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人にも同様の割引を適用するため改正するものである。

※ 障害者手帳における「旅客鉄道運賃減額区分」欄の記載が第 1 種である障がい者に随伴する旅客（障がい者 1 人に対して 1 人に限る。）であって介護能力があると認められる場合

2 改正内容

(1) 料金の割引に関する改正（第 8 条第 1 項第 1 号イ）

片道普通旅客料金の割引の対象に精神障害者健康福祉手帳の交付を受けている者の介護人を加える。

(2) 引用する法令の条項の移動等（第 8 条第 1 項第 1 号ロ及び同項第 2 号ハ）

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日（(2) については、公布の日）

青森市営一般乗合自動車料金条例（平成十七年青森市条例第二百二十四号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(料金の割引)</p> <p>第八条 料金の割引は、次の区分による。</p> <p>一 片道普通旅客料金</p> <p>イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、<u>知的障害者に係る療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びにこれらの介護人（市長において介護人を必要と認めた場合に限る。）</u> _____</p> <p>_____ 前条の規定によって得た額の五割引</p> <p>ロ <u>児童福祉法第十二条の四及び第四十一条から第四十四条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及びその付添人（市長において付添人を必要と認めた場合に限る。）</u> 前条の規定によって得た額の五割引</p> <p>ハ イ又はロの計算上生じた端数は、十円単位に切り上げるものとする。</p> <p>二 定期旅客料金</p> <p>イ 通勤定期旅客料金及び通勤片道定期</p>	<p>(料金の割引)</p> <p>第八条 料金の割引は、次の区分による。</p> <p>一 片道普通旅客料金</p> <p>イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者<u>及び知的障害者に係る療育手帳の交付を受けている者</u> _____</p> <p>_____ 並びにこれらの介護人（市長において介護人を必要と認めた場合に限る。）<u>並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u> 前条の規定によって得た額の五割引</p> <p>ロ 児童福祉法<u>第十七条</u> _____ 及び第四十一条から第四十四条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及びその付添人（市長において付添人を必要と認めた場合に限る。） 前条の規定によって得た額の五割引</p> <p>ハ イ又はロの計算上生じた端数は、十円単位に切り上げるものとする。</p> <p>二 定期旅客料金</p> <p>イ 通勤定期旅客料金及び通勤片道定期</p>

改正後	改正前
<p>旅客料金</p> <p>一月 三割引</p> <p>三月 一月の三倍の五分引</p> <p>六月 一月の六倍の一割引</p> <p>ロ 通学定期旅客料金及び通学片道定期旅客料金</p> <p>一月 四割引。ただし、十四キロメートルを超える区間については八割引</p> <p>三月 一月の三倍の五分引</p> <p>六月 一月の六倍の一割引</p> <p>十二月 一月の十二倍の三割引</p> <p>ハ <u>前号</u>イ及びロの適用を受ける者（小児を除く。）は、イ及びロの規定によって得た額の三割引</p> <p>三 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>旅客料金</p> <p>一月 三割引</p> <p>三月 一月の三倍の五分引</p> <p>六月 一月の六倍の一割引</p> <p>ロ 通学定期旅客料金及び通学片道定期旅客料金</p> <p>一月 四割引。ただし、十四キロメートルを超える区間については八割引</p> <p>三月 一月の三倍の五分引</p> <p>六月 一月の六倍の一割引</p> <p>十二月 一月の十二倍の三割引</p> <p>ハ <u>第一号</u>イ及びロの適用を受ける者（小児を除く。）は、イ及びロの規定によって得た額の三割引</p> <p>三 [略]</p> <p>2 [略]</p>